

第23期
第3回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和5年8月25日(金) 午後15時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 小口 修 | 2. 菅原 政敏 | 3. 小林喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子 | 5. 高橋 清吉 | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹 | 8. 新野 清 | 9. 樋口金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 2号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4	議案第 8号	農地法第3条の規定による許可について
日程第5	議案第 9号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について
日程第6	議案第 10号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第3回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 議長。

議 長 大木事務局長。

大木事務局長 ご説明申し上げます。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、5番 高橋清吉委員 6番 小松晴治委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第2号 「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第2号 「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人	賃借人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	賃貸人	東京都日野市〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 238㎡ 他1筆
契約期間 平成4年1月30日～平成14年1月29日
解約日 令和5年8月10日
解約の事由 相手方の要望
報告は以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 議案第8号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第8号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇
譲渡人 東京都日野市〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇
地 目 畑

地 積 370㎡ 他8筆
契約の種類等 所有権の移転（贈与）
他3件
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、3番 小林喜久雄委員よりお願いいたします。

小林喜久雄委員 議長。

議 長 小林委員。

小林喜久雄委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

8月20日、わたくしと、児玉匡樹委員、庄司彰農地利用最適化推進委員の3名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター2台、コンバイン2台、田植機1台、籾摺り機1台、乾燥機1台、芋堀機1台、マルチ張り機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は本人及び妻が17年の経験があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。つづいて2番案件について、1番 小口修委員よりお願いいたします。

小口修委員 議長。

議 長 小口委員。

小口修委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

8月15日、わたくしと、樋口金一郎委員、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の3名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター4台、田植機1台、コンバイン2

台、乾燥機1台、スピードスプレーヤ1台、ブームスプレーヤ2台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、父、母、妻、その他4名とのことです。

技術は本人が10年、父・母・妻が10年から40年、その他が10年から30年の経験があり問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。つづいて3番案件について、9番 樋口金一郎委員よりお願いいたします。

樋口金一郎委員 議長。

議 長 樋口委員。

樋口金一郎委員 3番案件について調査のご報告をいたします。

8月15日、わたくしと、小口修委員、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の3名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、糶摺機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、父、母とのことです。また、つや姫の栽培に必要な農作業は、周辺一帯の農作業に従事している〇〇〇〇氏に依頼するとのことです。

技術は本人が26年、父及び母が56年の経験があり問題ないと思われます。

また、〇〇〇〇氏は10年の経験があります。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。つづいて4番案件について、1番 小口修委員よりお願いいたします。

小口修委員 議長。

議 長 小口委員。

小口修委員 4番案件について調査のご報告をいたします。

8月15日、わたくしと、樋口金一郎委員、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の3名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台、消毒機械1台、高所作業車1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は本人が30年、妻が20年の経験があり問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から4番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から4番案件について許可することに決しました。

日程第5 議案第9号「農用地の利用関係の調整に関する調査委員の指名について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件がありますので、2回に分けて審議いたします。はじめに、議事参与の制限に該当する1番案件について審議を行います。ここで白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、4番 衣袋則子委員の退室を求めます。

(衣袋則子委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第9号「農用地の利用関係の調整に関する調査委員の指名について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を氏名したので承認を求める。

番号1

申出人 白鷹町大字○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○
地 目 田
地 積 1155㎡ 他1筆
申出内容 土地の売却あつせん
指名した調整委員

衣袋 則子 委員
小関 清喜 推進委員
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件については承認することに決しました。
ここで、4番 衣袋則子委員の入室を求めます。

(衣袋則子委員 入室)

次に、同じく議事参与の制限に該当する2番案件について審議を行います。
ここで白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、8番 新野清委員
の退室を求めます。

(新野清委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第9号「農用地の利用関係の調整に関する調査委員の指名について」

番号2

申出人 米沢市○○○○○○○

○○○○○○○

破産者 ○○ ○○

破産管財人 ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○

地 番 ○○○○

地 目 田

地 積 2458㎡ 他12筆

申出内容 土地の売却あつせん

指名した調整委員

新野 清 委員

鈴木 茂 推進委員

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。2番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって2番案件については承認することに決しました。
ここで、8番 新野清委員の入室を求めます。

(新野清委員 入室)

議 長 日程第6 議案第10号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第10号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について」白鷹町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部を変更することについて、農業経営基盤強化促進法施行第2条の規定により意見を求める。別紙のとおり。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑討論を打ち切り採決いたします。本件について、提案のとおり変更するに「異議なし」と意見決定するに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、本件について、提案のとおり変更するに「異議なし」と意見決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって、第3回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第3回白鷹町農業委員会
総会の議事録に署名いたします。

令和5年8月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____